



「バモス」とは、ポルトガル語やスペイン語で「一緒に行こう!」または「~しよう!」と誘う意味で、日常会話で気軽によく用いられる言葉です。

## CONTENTS

- 産後パパ育休制度がはじまりました
- 第5次男女共同参画計画を策定しました
- たかさき元気サポート事業をご存知ですか?
- パートナーはあなたのことを大切にしていますか?
- 男女共同参画センターの主な事業紹介
- 男女共同参画センターからのお知らせ

## 産後パパ育休制度がはじまりました

男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度の創設や雇用環境整備、個別通知・意向確認の措置の義務化などを促進するため、育児・介護休業法が改正されました。

### 育児休業はどんな制度?

出産から原則1歳まで取得できる制度です。  
(保育所に入所できないなどの場合は2歳まで)

### 育児休業の取得率はどれくらい?

令和3年度では女性が85.1%。男性が13.97%です。男性は上昇傾向ではあるものの、女性に比べ低い水準です。(厚生労働省「雇用均等基本調査」)

### 男性も育児休業がとれるの?

出産した女性(母親)だけでなく男性も育児休業を取得できます。また、新制度の産後パパ育休と、これまでの育児休業は併用できます。

### 会社に制度がなくても取得できるの?

法律で定められた制度のため、要件を満たした場合は育児休業を取得できます。会社は育休の申出を拒むことはできません。

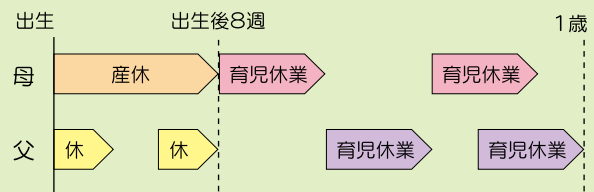
### 育児休業と取得するメリットは?

出産後、初めての育児に心身共に不安定になることもあります。赤ちゃんの授乳やおむつ替えなどやることはたくさんあり睡眠時間の確保も難しくなります。男性(父親)が主体的に育児にかかわることで、産後ケアにつながるだけでなく、ワンオペ育児から脱却できます。会社側も取得を促進することで、優秀な人材確保やイメージアップにつながります。



## 例えば、こういった育休が取得できます。

- 子の出生後8週間以内に4週間まで、2回に分割して取得できるようになります。
- 産後パパ育休中でも一部就業することもできます。(労使協定と個別合意が必要)
- 1歳までの育児休業も2回に分割して取得できるようになります。
- 産前産後休業期間には、健康保険から賃金の3分の2相当額が支給されます。
- 育児休業中は、社会保険料が免除されるので、手取り収入は休業前の8割ほどとなります。



出生時退院時等 + さらにもう1回  
**産後パパ育休**  
 新設 (分割して2回取得可能)

夫婦が育児休業を交代できる回数が増える  
**育児休業**  
 夫婦とも分割して2回取得可能

# ～男女が共にいきいきと活動する社会の構築をめざして～ 高崎市第5次男女共同参画計画を策定しました

計画の期間 令和5(2023)年度～令和9(2027)年度までの5年間

この計画は、令和3年度に実施した市民アンケート・事業所調査の結果や、男女共同参画審議会の答申などを踏まえ、令和4年度で計画期間の終了する第4次計画の後継計画として策定したものです。

## 基本目標Ⅰ 男女平等の意識づくり

家庭や職場、学校などあらゆる場面で、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みにとらわれることなく、誰もが個性や能力を生かすことができるよう、男女平等や男女共同参画について様々な機会を通してわかりやすく広報や啓発活動を行います。

また、すべての人が性別にとらわれず個人として尊重される社会を実現するため、性の多様性を認識し理解を深めるための啓発を行います。

### 主な施策

- 意識啓発のためのセミナーなどの展開
- 性の多様性に関する理解の促進
- 広報紙などによる情報の提供
- 事業所に対する雇用の均等やハラスメント防止等の働きかけ



## 基本目標Ⅱ 男女共同参画による社会づくり

社会における多様な問題に対処するためには、男女双方の意見が反映されることが重要なことから、あらゆる分野における政策・方針決定の場への女性の積極的な参画を推進します。

また、市民一人ひとりがワークライフ・バランスを図り、子育て・介護の時間や地域、自己研鑽のための時間を確保できるよう、人生の各段階に応じた多様な生き方や働き方が選択できる社会づくりの推進に努めます。

### 主な施策

- 男性の家事・育児・介護への参画意識の醸成
- 多様な働き方に関する啓発
- 子育てに関する情報提供や相談・支援体制の充実
- 事業所における女性の人材育成と登用の推進
- 地域活動における男女共同参画の促進

## 基本目標Ⅲ 安心して暮らせる環境づくり

いかなる暴力も重大な人権侵害であるとの認識を持ち、暴力の根絶を目指した啓発を行います。DV被害に関しては、配偶者暴力相談支援センターが関係機関・団体と連携し、発見から保護、自立まで切れ目のない支援を行います。また、DVと児童虐待が密接に関連している事案もあることから児童福祉機関との連携を強化します。

災害時には女性や子育て家庭のニーズが避難所運営等に反映されにくいなどの指摘があるため、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進を図ります。

### 主な施策

- 女性に対する暴力防止のための啓発活動の推進
- 若年層を対象とした交際相手からの暴力の予防啓発
- 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進
- DV相談窓口の周知と被害者の早期発見



### 本計画で強調した視点

- 男女共同参画意識のさらなる浸透
- 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現
- 職業生活における女性の活躍推進
- 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援の強化

この計画に基づき、市民や事業者の皆さんと手を携えながら、性別にかかわらずだれもが個性と能力を発揮できる男女共同参画のまちを目指します。

計画冊子は、4月以降人権男女共同参画課、市民情報センター、男女共同参画センター(市民活動センター内)、各人権プラザ、各支所地域振興課で配布し、市ホームページからもご覧になれます。

# たかさき女性元気サポート事業をご存知ですか？

## 1 女性のためのつながりサポート相談

コロナ禍において、生活や仕事、DV被害、子育てや介護に関する女性の困難や不安が続いています。例えば…

- 誰とも関わらず一人で子育てに追われている
- 家族の収入が減ってしまって、生活が苦しい
- 店長から、明日から来なくていいよといわれてしまった
- 子ども、親、パートナーが暴力を振るうようになった …など



このため高崎市では、市社会福祉協議会と連携し、電話・来所による相談や居場所の提供等の各種支援を通じて、問題を抱える女性の不安や悩みの解消に向けてサポートしています。専門の女性相談員がお聴きし、どうしたらよいか一緒に考えます。相談は無料、個人情報等の秘密は厳守します。

- 電話相談 相談専用番号 027-370-8852
- 来所相談 高崎市総合福祉センター内（要事前の電話相談）
- 開設時間 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで（年末年始、祝日は除く）



（相談ホームページ）

## 2 必要な方に生理用品をお渡ししています

市内にお住いの女性や女の子の負担を少しでも軽くするため、必要としている方に生理用品をお渡します。

- 生理用品配布 昼用・夜用1パックずつ
- 開設時間 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで（年末年始、祝日は除く）
- 場所 高崎市総合福祉センター（末広町） 他社協の各支所でもお渡ししています。

不安や悩みを抱える女性が気軽に利用でき、「ほっ」とできる居場所（カフェ）事業では、お茶やお菓子なども用意していますのでお気軽にご参加ください。

詳しくは、高崎市社会福祉協議会ホームページをご覧ください。

高崎市社会福祉協議会 女性元気サポート事業 検索

## 男女共同参画センターの主な事業紹介

男女共同参画センターで行う事業は、女性と男性が互いに尊重し合い、いきいきと暮らしていける男女共同参画社会の実現に向けて実施しています。今年度実施した主な事業をご紹介します。

**講演** 男女共同参画講演会  
「南極ではたく〜かあちゃん 調理隊員になる〜」 6月25日(土)

講師：渡貫淳子さん（第57次南極地域観測隊 調理隊員）

母親として初の調理隊員として南極観測隊に参加され、1年4ヶ月たたとえどんなことがあっても帰ることはできない。テレビもない、コンビニもない。そんな中でどのように人間関係を構築するか南極生活で得た人間関係を築く方法をお話いただきました。



**講座** 女性の健康講座  
～更年期を心地よく過ごすために～ 11月27日(日)

講師：管理薬剤師 小林有巨さん 社会教育講師 瀧本陽子さん

前半は更年期を健やかに乗り越えるための基礎知識や対処法を、後半は心と体を整える健康体操を行いました。参加者からは知識を得るだけでなく、体も動かすことが楽しかったと好評でした。



**講座** 暮らしにまつわるお金のハナシ  
～貯める・増やすとは？～ 1月24日(火)

講師：東和銀行

低金利が長く続き、コロナ禍で雇用も不安定な情勢のなか、個人での資産形成を含めた金融リテラシーが必要になってきています。人生100年時代となり、経済的自立や将来の経済的安心につながる知識について学ぶことができました。

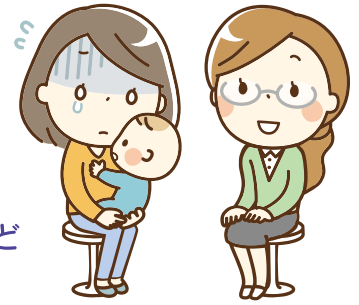


## パートナーはあなたのことを大切にしていますか？

DV(配偶者や恋人などからの暴力)とは、殴る・蹴るなどの身体的暴力だけでなく、様々な暴力で相手を支配しようとする行為です。

もし今、あなたがDVで悩んでいたら、勇気を出して相談してみませんか。  
ひとりで悩んでいた時に気づかなかった解決方法が見つかることがあります。

- 身体的暴力… 殴る、蹴る、物を投げる、つきとばす、刃物でおどす など
- 精神的暴力… 無視する、人格を否定するような暴言を吐く、どなる など
- 性的暴力… 性的な行為を強要する、避妊に協力しない、中絶の強要 など
- 経済的暴力… 生活費を入れない、借金をさせてお金を取り上げる など
- 社会的暴力… 常に行動を監視する、友人との付き合いを制限する など



- こどもがDVを目撃することは『児童虐待』にあたります！  
こどもの心は深く傷つき、心身の症状があらわれることもあります。  
また、暴力的なコミュニケーションを身につけてしまうことがあります。
- お友達や知り合いがDVで悩んでいたら、身近な相談窓口にご相談するよう勧めてください。



### 高崎市DV電話相談

相談専用電話 **027-381-6223**

主な支援内容… ●DVについての相談 ●無料の法律相談 ●緊急時の安全を確保するための相談 ●保護施設の利用についての情報提供や助言 ●行政サービスや福祉制度の利用についての支援 ●保護命令制度についての情報提供や申立書の作成支援 ●民間支援団体と連携した同行等の支援

- 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時 (祝日、年末年始を除く)
- 電話による相談(随時受付)
- 面接相談(電話による事前予約が必要)



## 高崎市男女共同参画センターからのお知らせ

### 男女共同参画相談

相談専用電話 **027-329-7119**

男女の就労や社会参加、DV、セクハラ、女性・男性であるがゆえに生きづらさを感じている方などの相談を受け付けています。

あなたの思いに寄り添い、自分なりの答えや新たな選択肢を見つけるお手伝いをします。

- 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時 (祝日、年末年始を除く)
- 電話による相談(随時受付)
- 面接相談(電話による事前予約が必要)

### 弁護士による無料法律相談

予約受付電話 **027-329-7118**

雇用問題、離婚、DV等面談により弁護士から直接アドバイスが受けられます。(市内在住か在勤、在学の方。1件につき30分、定員6人)

- 原則毎月第3火曜日 午後1時～午後4時
- 面談のみ(電話による事前予約が必要)

## 令和5年度男女共同参画センター事業予定

- |                |     |                |     |
|----------------|-----|----------------|-----|
| ● 男女共同参画推進講演会  | 6月  | ● 初めての一人暮らしごはん | 7月  |
| ● 再就職支援セミナー    | 9月  | ● 女性の健康講座      | 10月 |
| ● 子育て中の方の仕事相談会 | 11月 | ● 親子クリスマス料理教室  | 12月 |
| ● 暮らしのマネープラン講座 | 1月  | ● 女性のための創業セミナー | 2月  |

編集 高崎市 市民部人権男女共同参画課 男女共同参画センター(市民活動センター「ソシアス」内)  
〒370-3531 群馬県高崎市足門町1669番地2

TEL: 027-329-7118

e-mail: danjokyoudou@city.takasaki.gunma.jp

発行 令和5年3月15日

高崎市 男女共同参画 検索

高崎市人権男女共同参画課のホームページでは、男女共同参画に関わる様々な情報を掲載しています。ぜひご覧ください。

